

栗都整発第 142 号
平成20年10月21日

国土交通省道路局長 様

栗橋町長 斉藤 和 夫



今後の道路行政についての意見・提案の提出について（回答）

標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

①道路行政全般について改善すべき点、要望や提案など

埼玉県栗橋町

- ① 駅前広場整備において、S62年に締結された通称「運・建協定」による鉄道事業者の負担割合1/6について実効性のない状況となっている。
国交省へと一つの省となった現在、道路整備を進捗させる意味からも鉄道事業者への指導をお願いしたい。
- ② 民間資本を活用した道路拡幅整備についての要望。
拡幅用地が農地で整備主体が民間の場合、農地転用事務に困難が伴い道路法24条協議による拡幅整備が出来ない場合が多い。国交省と農水省との協議により簡易手続きによる道路拡幅整備が可能となるようお願いしたい。
- ③ 国直轄事業や高規格道路整備事業においては、概ねの整備期間、完成予定時期が公表できる状況にあると思われる。
地方道路整備においても公表した場合のメリットは非常に大きいものがある。したがって、公表できるよう道路整備財源の地方分の安定化をお願いしたい。

<p>○現状</p> <ul style="list-style-type: none">・町の財政が逼迫している。 ・道路行政における専門技術者が不足している。	<p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none">・財政不足により、建設投資はもちろん最低限の管理もままならない状況である。歩車道分離、歩道整備を進め児童・生徒及び高齢者の安全確保を図りたいが実態は整備不可能である。また、維持管理においても安全確保のためどうしても必要な維持・修繕しかできない状況である。道路管理者としては先行して、点検、修繕の管理を行いたい。 ・橋梁、ずい道等の構造物の点検において、実施できる専門技術者が不在である。国による技術者派遣制度を検討してほしい。
--	---